

## 郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱

令和2年10月28日制定

[農業委員会事務局]

### (趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人こおりやま空家バンク（以下「空家バンク」という。）に登録された空き家に付随した農地等において、郡山市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が行う農地法（昭和27年法律第229号）第3条及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項の規定に基づく農地の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段の面積 農地法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会が定めた面積をいう。
- (3) 空き家に付随した農地 空家バンクに登録された空き家の所有者又はその法定相続人が権利を有する市内にある農地のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。

### (別段の面積)

第3条 空き家に付随した農地の権利の移転及び権利設定について、別段の面積は、0.01アールにする。

### (適用条件)

第4条 前条に掲げる別段の面積を適用するときは、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 適用する時点で空き家に付随した農地が遊休化している又は遊休化するおそれがあり、かつ、当該農地等の周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を与えないと認められること。
- (2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合又は農業委員会が認めた場合はこの限りでない。

い。

- (3) 農地法第3条の権利移動要件を満たす農地であること。
- (4) 空き家と農地の権利の移転及び権利設定については、空き家と農地を同様の取得又は貸借の権利設定とすること。
- (5) 譲受人、借り人が自然人であり、当該人に限り1回限りであること。
- (6) 農地は空き家の周囲おおむね100メートル以内の区域にあること。

(指定及び変更)

第5条 空き家に付随した農地として農業委員会の指定を受けようとする者は、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に付随した農地指定申請書（様式第1号）
  - (2) 空き家バンクに登録されていることが確認できる書類
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの
- 2 申請した事項に変更があった場合、空き家に付随した農地変更申請書（様式第2号）を農業委員会に提出しなければならない。

(農地の取得)

第6条 前条の規定により、指定の申請をしている農地の権利を取得しようとする者は農地法第3条の規定による許可申請書のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に居住することが確認できる売買契約書又は賃貸借契約書の写し等
- (2) 前号掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

(総会の議決)

第7条 農業委員会は、前2条の規定による書類の提出を受けた場合は、総会の議決を経て指定、変更及び取得を認めるものとする。

(指定の解除)

第8条 農業委員会は、次の各号に該当するときは、総会の議決を経て、その指定を解除するものとする。

- (1) 空き家の権利を取得した者が指定農地の権利を取得したとき。

- (2) 空き家バンクの登録が取り消されたとき。
- (3) 所有者等から空き家に付随した農地の指定解除申出書（様式第3号）の提出があったとき。
- (4) 所有者等の権利に移動があったとき。
- (5) 申請が認められた日から2年を経過したとき。ただし、改めて申請した場合はこの限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないとき。

（告示）

第9条 農業委員会は、空き家に付随した農地を指定したとき又はその指定を変更及び解除したときは、速やかに告示するものとする。

（許可後の調査及び指導）

第10条 農業委員会は、この要綱に従い農地法第3条の規定により許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、この要綱に従い権利を取得した農地を適正に耕作していないと認めた場合又は今後、見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

### 空き家に付随した農地指定申請書

郡山市農業委員会会長

住 所

氏 名

印

（注）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

空き家バンク登録物件に付随した下記の農地について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定を受けたいので申請します。

#### 1 空き家

所在地

所有者

#### 2 農地

所 在	登記地目	面積 (㎡)	所 有 者	備 考

#### 【添付書類】

- ・土地の全部事項証明書（交付後3ヶ月以内のもの）、公図、現況図
- ・空き家バンクに登録されていることが確認できる書類

#### 【連絡・照会先】

住 所

氏 名

電話番号

※ 下記の欄は、農業委員会が聞き取りにより記入します。

- ① 登録した農地は売買に限る ② 登録した農地は賃貸に限る ③ どちらでも良い  
① 登録した農地全筆を一括した売買等に限る ② 登録した農地の一部売買等でも良い

空き家に付随した農地変更申請書

郡山市農業委員会会長

住 所

氏 名

印

（注）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

空き家バンク登録物件に付随した下記の農地について、年 月 日付け  
で申請しましたが、下記のとおり変更が生じたので申請します。

1 空き家

所在地

所有者

2 農地

農地の所在	登記 地目	面積 (㎡)	所 有 者	備 考

【添付書類】

- ・変更の内容がわかるもの

【連絡・照会先】

住 所

氏 名

電話番号

空き家に付随した農地の指定解除申出書

郡山市農業委員会会長

住 所

氏 名

印

（注）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

空き家バンク登録物件に付随した下記の農地について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定を受けましたが、下記理由により指定の解除を申し出ます。

1 空き家

所在地

所有者

2 農地

農地の所在	登記地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者	備考

【解除申出理由】

---

---

【連絡・照会先】

住 所

氏 名

電話番号